

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）のご案内

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、0歳から高校3年生までの子供たちに、子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとされました。



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、原則として、「**プッシュ型**」による**積極支給**を行いますので、**改めての申請は不要**です。（住所変更等をされた一部の**高校生等**の方は**申請が必要**です。裏面参照）

※希望しない場合等は、12月17日までに、届出書を返送するか、担当窓口へ提出ください。

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ① **令和3年9月分**の**児童手当（本則給付）支給対象**となる児童
- ② **9月30日時点**で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③ **令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象の新生児**

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、児童手当受給者もしくは生計を維持する程度の高い者に支給されます。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、5万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、12月から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。※申請が必要な方については、支給時期が異なります。

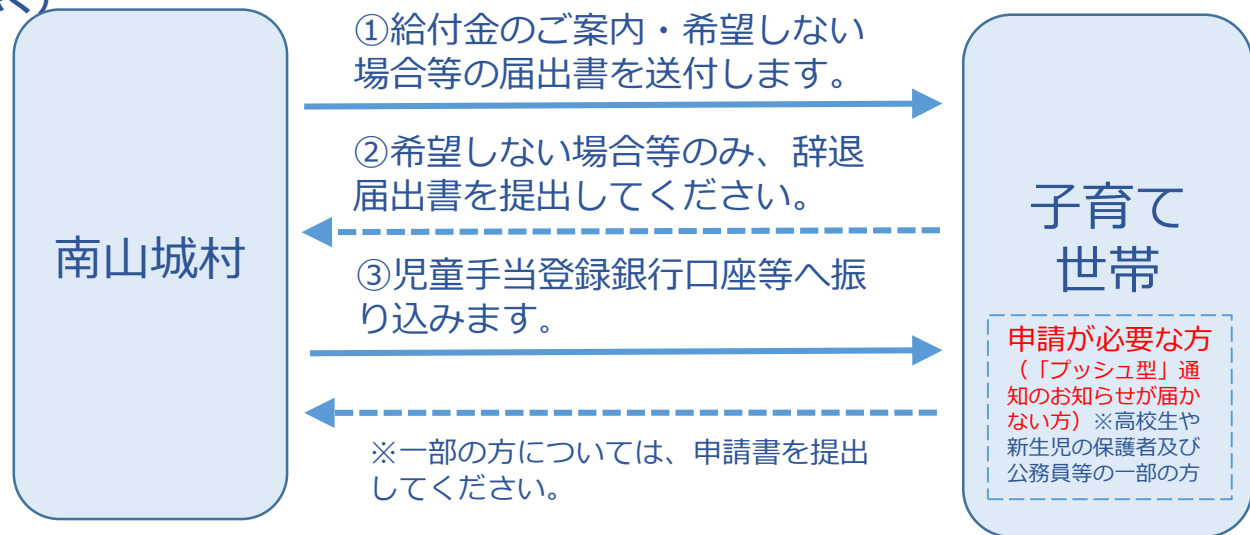
5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

- ① 児童手当（本則給付）を受給している受給者及び高校生や新生児等の保護者
児童手当の受給者は10月支給分の受給口座、高校生等は別途届出済みの口座（令和3年度南山城村子育て世帯等生活支援給付金等）に振り込みます。
- ② 支給申請を行った保護者
申請書で指定した口座に振り込みます。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）が支給されませんので、令和4年3月末までに必ずご対応をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

原則「プッシュ型」での積極支給です。
南山城村では、12月末頃に支給する見込みです。（申請が必要な方を除く）



私は申請が必要なの？（申請が必要な方＝「プッシュ型」でのお知らせが届かない方）

次に記載する方は申請が原則必要ですが、南山城村に支給のための情報があれば「プッシュ型」による給付金の振込が可能ですので申請は不要です。

- ・令和3年9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）と同等未満の所得である保護者）
- ・所属庁から児童手当（本則給付）を受給している**公務員**
- ・令和4年3月までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（**新生児**）の保護者 等

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に住所地市町村から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生までのご家庭であれば、10月に児童手当を支給をした引っ越し前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給を受けることができますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは



南山城村 「子育て世帯への臨時特別給付金」 窓口
税住民福祉課 電話：0743（93）0103

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに南山城村から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに南山城村の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。